

First for You
あなたとともに

第119期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月29日(水曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時)

場所

宇都宮市文化会館 小ホール
栃木県宇都宮市明保野町7-66

※本年の株主総会の会場は上記のとおり変更いたします。
末尾の案内図をご参照願います。

新型コロナウイルスの感染防止の観点から株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認のうえ**感染防止**にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、**感染防止のための措置**を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

目次

■第119期定時株主総会招集ご通知……………	1
■株主総会参考書類……………	6
第1号議案 剰余金処分の件……………	6
第2号議案 定款一部変更の件……………	7
第3号議案 取締役4名選任の件……………	9
第4号議案 監査役1名選任の件……………	12
第5号議案 取締役に対する業績連動型 株式報酬制度導入の件…	13

【添付書類】

■第119期事業報告……………	17
■計算書類……………	34
■連結計算書類……………	36
■監査報告書……………	38

株主総会にご出席の株主様へのお土産を取り止めさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

TOCHIGI
GN **栃木銀行**

ホームページ <https://www.tochigibank.co.jp/>

株主各位

栃木県宇都宮市西2丁目1番18号
株式会社 **栃木銀行**
取締役頭取 黒本淳之介

第119期定時株主総会招集ご通知

拝啓、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当行第119期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、議決権行使についてはご出席の他、「議決権行使等についてのご案内」(2頁)のとおり、書面または電磁的方法(インターネット等)により議決権を行使することが出来ますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご覧くださいまして、2022年6月28日(火)午後5時までには議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日時** 2022年6月29日(水曜日)午前10時
(受付開始:午前9時)
- 2. 場所** 宇都宮市文化会館 小ホール
栃木県宇都宮市明保野町7-66
- 3. 目的事項
報告事項**
 - (1)第119期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告および計算書類報告の件
 - (2)第119期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件**決議事項**
 - 第1号議案** 剰余金処分の件
 - 第2号議案** 定款一部変更の件
 - 第3号議案** 取締役4名選任の件
 - 第4号議案** 監査役1名選任の件
 - 第5号議案** 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

以上

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことが出来ます。

1 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、第119期定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2022年6月29日（水）
午前10時

2 郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいたうえ、行使期限までに当方に到着するようご返送ください。なお、書面による議決権行使における各議案につき賛否を表示されない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。
※議決権行使書のご記入方法については、下記をご参照ください。

行使期限

2022年6月28日（火）
午後5時までに到着

3 インターネットで議決権を行使される場合

当行指定の議決権行使ウェブサイト
▶ <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>
にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。
※詳細は次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご覧ください。

行使期限

2022年6月28日（火）
午後5時までに入力

議決権行使書のご記入方法のご案内

(議決権行使書イメージ)

スマート行使に必要なQRコードが記載されております。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1・2・4・5号議案

賛成の場合 → 「賛」の欄に○印

否認の場合 → 「否」の欄に○印

第3号議案

全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印

全員否認する場合 → 「否」の欄に○印

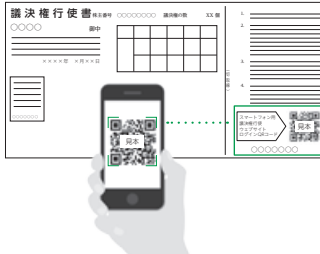
一部の候補者を
否認する場合 → 「賛」の欄に○印をし、
否認する候補者の番号を
ご記入ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることが出来ます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

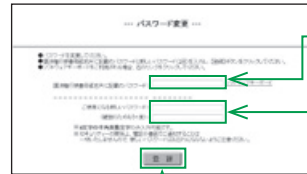
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際に使用する新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

1. インターネット等による議決権行使について

(1) 「スマート行使」による方法

- ・同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（ID・パスワードのご入力は不要です）。
- ・「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

(2) 書面による議決権行使に代えて、当行の指定する「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、初回ログインの際にはパスワードを変更いただけます。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

(3) 行使期限は2022年6月28日（火曜日）午後5時までです。期限時刻までにご入力を完了いただく必要があります。

(4) インターネット接続にかかる費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードについて当行よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用出来なくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である〈みずほ信託銀行 証券代行部〉（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524**（年末年始を除く 9：00～21：00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324**（平日 9：00～17：00）

〈ご参考：機関投資家の皆様へ〉

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、（株）東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記1.のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことが出来ます。

●インターネット開示事項について

(1) 本招集ご通知に提供すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」および連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.tochigibank.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類および連結計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「株主資本等変動計算書」「個別注記表」および「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」として表示すべき事項も含まれております。

(2) 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.tochigibank.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。

●代理人による議決権行使について

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

●重複行使の取扱い

議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。

また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

●議決権の不統一行使

議決権の不統一行使を行う場合は、株主総会開催の日の3日前までに、書面をもってその旨と理由をご連絡いただきますようお願い申し上げます。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分の件につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第119期の期末配当につきましては、足元の収益環境および当行の中長期の利益水準を保守的に踏まえる中、株主の皆様のご支援にお応えするために、次のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金 銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当行普通株式1株当たり 3円
総 額 313,371,440円

なお、第119期の中間配当金として2円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当額は5円50銭となります。

- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日（木曜日）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当銀行定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は、電子提供制度においては不要となるため、これを削除するものであります。
- (2) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (3) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(電子提供措置等) 第15条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>会社法第325条の2の規定による電子提供措置をとるものとする。</u> 2 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、<u>議決権の基準日までに会社法第325条の5の規定による書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>附 則 (新 設)</p>	<p>附 則 (電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第1条 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生じるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役植木栄、橋本佳明、近藤浩、麻生利正の4名が任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当行における地位および担当	取締役会 出席状況
1	はしもと よしあき 橋本佳明 再任	当行常務取締役 (経営企画部、営業統括部、個人ローン部、 法人営業部、金融サービス部担当)	11/11回 (100%)
2	こんどう ひろし 近藤浩 再任	取締役 営業統括部長委嘱	11/11回 (100%)
3	おぎわら たかし 荻原孝志 新任	執行役員監査部長	—
4	あらかわ まさとし 荒川政利 新任 社外	—	—

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
1 再任	はしもと よしあき 橋本 佳明 (1961年10月27日生)	2006年6月 蒲生西支店長 2009年6月 真岡西支店長 2011年6月 黒磯支店長 2014年6月 東京支店長兼東京事務所長 2016年6月 当行取締役 営業統括部長委嘱 2018年6月 当行取締役 越谷支店長委嘱 2019年6月 当行常務取締役 (経営企画部、営業統括部、個人ローン部、法人営業部、金融サービス部担当)	38,300株
	取締役候補とした理由	1984年4月当行入行、蒲生西支店長、真岡西支店長、黒磯支店長、東京支店長兼東京事務所長等を歴任、2016年6月取締役に就任し、営業統括部長を委嘱され、2019年6月より常務取締役に務めております。 銀行経営に関する豊富な業務知識・経験に基づき、当行の取締役としての確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、今後とも経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者となりました。	
2 再任	こんどう ひろし 近藤 浩 (1962年7月25日生)	2009年6月 戸祭支店長 2013年6月 陽南支店長 2015年6月 越谷支店長 2016年7月 執行役員越谷支店長 2018年6月 当行取締役 本店営業部長委嘱 2021年6月 当行取締役 営業統括部長委嘱	27,300株
	取締役候補とした理由	1986年4月当行入行、戸祭支店長、陽南支店長、越谷支店長等を歴任、2016年7月執行役員越谷支店長に就任、2018年6月取締役に就任し、本店営業部長を委嘱され、2021年6月より営業統括部長を委嘱されております。 銀行経営に関する豊富な業務知識・経験に基づき、当行の取締役としての確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、今後とも経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者となりました。	
3 新任	おぎわら たかし 荻原 孝志 (1968年3月29日生)	2010年10月 小山支店長 2013年6月 吉川支店長 2017年3月 今市支店長 2019年6月 陽南支店長 2020年7月 執行役員陽南支店長 2021年6月 執行役員監査部長	4,200株
	取締役候補とした理由	1990年4月当行入行、小山支店長、吉川支店長、今市支店長、陽南支店長等を歴任、2020年7月執行役員陽南支店長に就任、2021年6月執行役員監査部長に就任しました。 当行職員として永きに亘り銀行業務に携わり、その経歴を通して培った豊富な経験と知識により、経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者となりました。	

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
4	あらかわ まさとし 荒川 政利 (1955年8月29日生)	1979年4月 栃木県庁入庁 2012年4月 同 県民生活部危機管理監 2014年4月 同 産業労働観光部長 2016年3月 同 定年退職 2016年4月 公益財団法人栃木県体育協会理事長 2019年3月 同 退任 2019年4月 栃木県教育委員会教育長 2022年3月 同 退任	15,000株
	社外取締役候補とした理由	1979年4月栃木県庁入庁、栃木県産業労働観光部長、栃木県教育委員会教育長等、地方自治の執行に係る要職を歴任しました。地方自治の執行者として培われた豊富な経験および高い見識を有しており、自らの知見に基づいて、当行の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図るための助言と監督が出来るものと判断し、社外取締役候補者となりました。	

- (注) 1. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 荒川政利氏は、社外取締役候補者であります。
3. 荒川政利氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
4. 当行は荒川政利氏の社外取締役就任のご承認をいただいた場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当行取締役を含む被保険者の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによって被る損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求や、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求など、保険会社が保険金を支払わない事由に該当する場合を除く）。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役北山公久が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

	氏名(生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
新任	ふくだ みのる 福田 稔 (1960年12月20日生)	2007年6月 栃木北支店長 2010年4月 鬼怒川支店長 2013年6月 今市支店長 2016年6月 審査部長 2019年7月 執行役員審査部長 2021年4月 執行役員事業支援部長	10,400株
	監査役候補とした理由	1985年4月当行入行、栃木北支店長、鬼怒川支店長、今市支店長、審査部長等を歴任、2019年7月執行役員審査部長に就任、2021年4月執行役員事業支援部長に就任しました。 当行職員として永きに亘り銀行業務に携わり、その経験を通して培った豊富な経験と知識により、公正中立の立場で、監査役としての職務を適切に遂行出来るものと判断し、監査役候補者となりました。	

- (注) 1. 監査役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当行は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当行監査役を含む被保険者の会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含みます。)に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによって被る損害を当該保険契約によって補填することとしております(ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求や、被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求など、保険会社が保険金を支払わない事由に該当する場合を除く)。
候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当行の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、取締役の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当行の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2007年6月28日開催の第104期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額300百万円以内。ただし、使用人給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当行の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

なお、当行は、2012年6月28日開催の第109期定時株主総会において、2007年6月28日開催の第104期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額300百万円以内。ただし、使用人給与は含みません。）とは別枠として、当行取締役にストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年間につき年額60百万円を上限とする旨及び当該新株予約権の具体的な内容をご承認いただき今日に至っておりますが、本総会での承認可決を条件として、上記決議に係る取締役の報酬枠を廃止するとともに、取締役に付与済みのストック・オプションとしての新株予約権で未行使のものにつきましては、本制度に基づく応分のポイントを付与することを条件として、当該取締役において権利放棄することといたします。

また、第3号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は8名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当行が定める役員株式給付規程に従って、当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当行株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当行は、2023年3月末日で終了する事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当行株式等の給付を行うため、本信託による当行株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当行は、本信託設定（2022年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として、500百万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。なお、本制度導入に伴い、取締役が付与済みのストック・オプションとしての新株予約権で未行使のものにつきましては、本制度に基づく応分のポイントが付与することを条件として、当該ストック・オプションを有する各取締役において権利放棄することにより、本制度に移行することといたしますことから、当初対象期間に係る上記信託拠出額は、その点を勘案して算出しております。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当行は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当行株式（直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当行株式で、取締役に對する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。

（注）当行が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

当行が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(4) 本信託による当行株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当行株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当行の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。

なお、当初対象期間について本信託が取得する当行株式数の上限は1,555,000株となります。本信託による当行株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(5) 取締役に給付される当行株式等の数の上限

取締役に、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、220,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、かかる役位、業績達成度等を勘案して付与されるポイントとは別途、当初対象期間においては、上記（3）のとおり、各取締役に對して放棄することとなる付与済みのストック・オプションの代替としてのポイント付与を予定しております。ストック・オプションの代替として付与されるポイントの数は、各取締役に對して放棄することとなる付与済みのストック・オプションの個数及び内容を勘案のうえ決定するものとし、その合計は、455,000ポイントを上限とします。

また、上記（3）のとおり、本制度導入に伴い、取締役に付与済みのストック・オプションとしての新株予約権で未行使のものにつきましては、本制度に移行することといたしますことから、本信託設定後、遅滞なく、かかる移行に伴うポイントの付与を行うことを予定しております。

なお、取締役が付与されるポイントは、下記(6)の当行株式等の給付に際し、1ポイント当たり当行普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当行株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

なお、取締役が付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数(220,000株)の発行済株式総数(2022年3月31日現在。自己株式控除後)に対する割合は約0.2%です。

下記(6)の当行株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役に付与されたポイント数に退任事由別に設定された所定の係数(1を超えないものとします。)を乗じて得たポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(6) 当行株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(5)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当行株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当行株式の給付に代えて、当行株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当行株式を売却する場合があります。

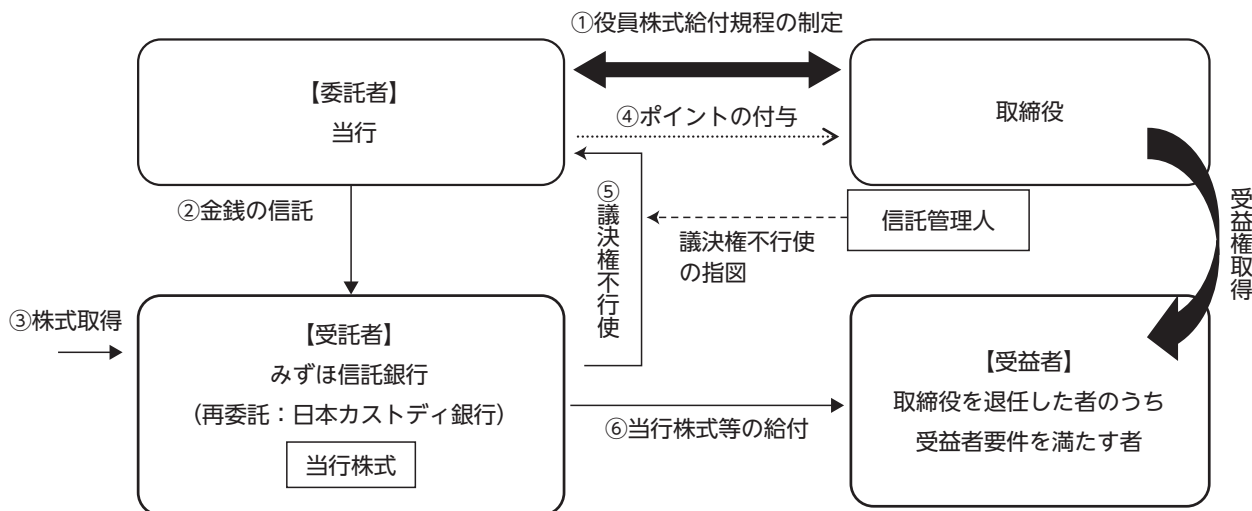
なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または当行に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当行株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額(ただし、当行株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。)を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(7) 配当の取扱い

本信託勘定内の当行株式に係る配当は、本信託が受領し、当行株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ①当行は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ②当行は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③本信託は、②で信託された金銭を原資として当行株式を、取引所市場を通じて又は当行の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④当行は、「役員株式給付規程」に基づき取締役のポイントを付与します。
- ⑤本信託は、当行から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当行株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当行株式を給付します。ただし、取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当行株式の時価相当の金銭を給付します。

以上

(定時株主総会招集ご通知添付書類)

第119期事業報告

2021年4月1日から2022年3月31日まで

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

《主要な事業内容》

当行は、栃木県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、本店のほか支店・出張所において、預金業務、貸出業務を中心に、商品有価証券売買業務、証券投資信託の窓口販売業務、生損保商品の窓口販売業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び付帯業務等を行い、地域のお客様に幅広い金融商品・サービスを提供しております。

《金融経済環境》

当期の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響が長期化する中、ワクチン接種や治療薬の普及により、一部の業種で弱さはみられたものの、緩やかな持ち直しの動きが続きました。しかしながら、新たな変異株の発生による感染再拡大の懸念や、ロシアによるウクライナ侵攻による原材料価格の高騰等の影響もあり、依然として経済の先行きは不透明な状況であります。

当行の主たる営業基盤である栃木県ならびに埼玉県経済においても、同様に同感染症拡大等の影響を受けており、地域経済の先行きについても依然不透明な状況となっております。

金融情勢につきましては需要回復に伴うインフレ懸念による各国中央銀行の金融引締め政策により、国内の長期金利も2021年8月前半から上昇を続け2022年3月28日には長期金利（10年国債利回り）は0.263%まで上昇しました。また国内と欧米各国の金利差の拡大に伴い、円相場も2022年3月29日に1ドル124円まで下落するなど、総じて円安と金利高が進む展開となりました。日経平均株価は新政権の経済政策への期待の高まりから2021年9月14日に31年ぶりの高値となる30,670円をつけました。その後、先行き不安から下落し2022年3月末の終値は27,821円となりました。

《事業の経過及び成果》

このような経済・金融情勢の下、2020年4月にスタートさせた「第十次中期経営計画」の2年目となる当期の業績は次のとおりとなりました。

主要勘定につきましては、預金の期末残高は、個人預金の増加等により前期比914億円増加し3兆173億円となりました。貸出金の期末残高は、前期比77億円減少し1兆9,551億円となりました。有価

証券の期末残高は、市場動向を注視し運用した結果前期比257億円増加し6,069億円となりました。

経常収益につきましては、役務取引等収益の増加等により前期比10億62百万円増加の366億67百万円となりました。

経常費用につきましては、国債等債券売却損の増加等により前期比48百万円増加の322億55百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比10億14百万円増加の44億12百万円、当期純利益は前期比14億73百万円増加の30億98百万円となりました。

《対処すべき課題》

当行を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症に対する医療体制の充実やワクチン、治療薬等の効果により経済活動は再開しつつありますが、依然、海外情勢などの経済の先行きに不透明な状況は続いており、このような中、当行はお客様の事業への支援を通じた地域経済への貢献が求められています。また、少子高齢化の進展と金融デジタル化の進展をはじめとする外部環境の変化により、他金融機関との競争激化が予想されます。これに伴いお客様のニーズも多様化・高度化する中、当行がこれからの地域で選ばれ続ける銀行になるためには、一人でも多くのお客様と顔の見える関係を築き、お客様と一心同体となり、課題や困りごとを解決することで地域社会の発展や成長に貢献していくことが必要です。

当行は、2020年4月より第十次中期経営計画をスタートさせ、『課題解決に強い銀行』へ進化を成し遂げるための3年間といたしました。当行はこれまで築いてきた地域シェアやお客様とのネットワークをさらに充実させ、当行の強みであるコンサルティングの質をさらに向上させてまいります。そのために注力すべき3つのテーマ『コンサルティング機能を活かしたお客様への提供価値の充実』『お客様志向を実現するための人材育成』『お客様を支える持続可能な経営基盤の確立』を掲げ、お客様の様々な困りごとにワンストップで対応できる『お客様サポート体制』を確立しております。

これにより当行は、お客様の安定した資産形成や、企業の持続的な事業価値の維持・向上に貢献するなど、お客様の人生や経営にとってなくてはならない存在を目指してまいります。

なお当期においてSDGs・ESGと企業活動の整合性を高め、環境・地域社会・経済へのインパクトを考慮した経営を実践し、地域社会と当行グループの持続可能性を確保していくため、2021年12月に「サステナビリティ方針」を策定、公表しました。さらにサステナビリティへの取組みを推進していくため、企画・立案、効果検証等を行う頭取を委員長とした「サステナビリティ推進委員会」を新設しました。これにより持続的に地域社会の発展・成長と当行の企業価値向上を推進する体制構築を行っています。(サステナビリティ方針)

栃木銀行グループは、「経営理念」に基づく企業活動を通じて、環境や社会課題を考慮した地域経済の好循環サイクルを追求し、地域社会と全てのステークホルダーの持続的な発展に貢献するとともに、当行グループの継続的な企業価値の向上を実現します。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
預 金	2,669,300	2,712,273	2,925,905	3,017,387
定期性預金	1,062,029	1,023,012	995,338	964,974
その他	1,607,271	1,689,261	1,930,567	2,052,413
貸 出 金	1,925,882	1,948,753	1,962,995	1,955,198
個人向け	619,244	633,576	643,014	642,581
中小企業向け	819,650	827,054	864,737	842,019
その他	486,988	488,122	455,243	470,597
商品有価証券	151	133	67	15
有 価 証 券	530,806	530,223	581,248	606,964
国 債	80,671	93,527	104,800	167,386
その他	450,134	436,696	476,448	439,577
総 資 産	2,881,468	2,912,299	3,246,071	3,501,451
内国為替取扱高	6,889,646	6,834,540	6,681,633	6,806,167
外国為替取扱高	百万ドル 255	百万ドル 121	百万ドル 248	百万ドル 62
経 常 利 益	3,008	3,939	3,397	4,412
当 期 純 利 益	1,477	1,748	1,625	3,098
1株当たり当期純利益	円 銭 14 17	円 銭 16 75	円 銭 15 57	円 銭 29 67

注. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	1,553人
平均年齢	38年9月
平均勤続年数	16年3月
平均給与月額	364千円

注1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当年度末	
	店	うち出張所
栃木県	65	(6)
埼玉県	17	(1)
群馬県	2	(-)
東京都	1	(-)
茨城県	1	(-)
合計	86	(7)

注. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を120ヵ所設置しております。

ロ. 当年度新設営業所

該当ありません。

ハ. 当年度廃止営業所

該当ありません。

注1. 当年度において次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

- ・本店営業部 宇都宮西出張所 (栃木県宇都宮市)
- ・鹿沼支店 鹿沼東出張所 (栃木県鹿沼市)
- ・宇都宮東支店 かましんカルナ駅東店出張所 (栃木県宇都宮市)
- ・大袋支店 弥十郎出張所 (埼玉県越谷市)
- ・黒磯支店 黒磯西出張所 (栃木県那須塩原市)
- ・雀宮支店 兵庫塚出張所 (栃木県宇都宮市)

2. 当年度において次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。

- ・泉が丘支店 南御幸出張所 (栃木県宇都宮市)
- ・鹿沼支店 鹿沼寺町出張所 (栃木県鹿沼市)
- ・陽東桜が丘支店 宇都宮大学出張所 (栃木県宇都宮市)
- ・佐野支店 佐野東出張所 (栃木県佐野市)

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	672
---------	-----

ロ. 重要な設備の新設等

該当ありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社とちぎんビジネスサービス	宇都宮市鶴田町字滝の原3333番地5	物品運送業務等	百万円 20	% 100	
株式会社とちぎん集中事務センター	宇都宮市鶴田町字滝の原3333番地6	営業店整理事務の集中管理業務等	10	100	
株式会社とちぎんカード・サービス	宇都宮市江野町1番12号	クレジットカード業務等	20	100	
株式会社とちぎんリーシング	宇都宮市松が峰1丁目3番20号	リース業務・保証業務	30	49.66	
とちぎんTT証券株式会社	宇都宮市池上町4番4号	金融商品取引業	1,001	60	

注1. 上記の重要な子会社等の資本金は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当連結会計年度の経常収益は41,646百万円（前連結会計年度比3.49%増）となりました。また、経常利益は5,576百万円（前連結会計年度比23.23%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,628百万円（前連結会計年度比74.34%増）となりました。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連613（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀37行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. ゆうちょ銀行との提携により、SCS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金サービスを行っております。
5. セブン銀行との提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. イオン銀行との提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・振込のサービスを行っております。
7. ローソン銀行との提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
8. イーネットとの提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員状況

(2021年度末現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職	その他
黒本 淳之介	取締役頭取 (代表取締役)	秘書室・監査部・経営戦略室担当		
植木 栄	取締役副頭取 (代表取締役)	コンプライアンス統括部・人事部・総務部・資金運用部・事務システム部担当		
猪俣 佳史	専務取締役	リスク管理室・事業支援部・審査部・個人ローン審査室・資産査定室・管理部担当		
橋本 佳明	常務取締役	経営企画部・営業統括部・個人ローン部・法人営業部・金融サービス部担当		
近藤 浩	取締役 営業統括部長			
砂山 直久	取締役 事務システム部長			
仲田 裕之	取締役 経営企画部長			
富川 善守	取締役 法人営業部長			
麻生 利正	取締役 (社外取締役)			
亀岡 晶子	取締役 (社外取締役)		弁護士	
関根 淳	取締役 (社外取締役)			
大谷 恭久	取締役 (社外取締役)			
北山 公久	常勤監査役			
栗原 弘一	常勤監査役			
西江 章	監査役 (社外監査役)		弁護士	
須賀 英之	監査役 (社外監査役)		学校法人 理事長	
(当年度中に退任した役員)				
下山 孝治	常務取締役	2021年6月29日退任(任期満了)		

- 注1. 取締役 麻生利正、亀岡晶子、関根淳及び大谷恭久は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 西江章及び須賀英之は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 社外取締役である麻生利正、亀岡晶子、関根淳、大谷恭久並びに社外監査役である西江章、須賀英之の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ております。
4. 当年度中に退任した役員は退任時のものです。

(2) 会社役員に対する報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めております。当行の取締役の報酬は、取締役に相応しい人材の確保・維持ならびに、業績と持続的な企業価値及び企業価値の向上にむけ、貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能し、報

酬の水準は、役割・責任・業績に報いる相応しいものとしております。取締役に対する報酬は、「基本報酬（固定）」、「業績連動報酬（賞与）」、「株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）制度」で構成されております。また、社外取締役に対する報酬は、業務執行から独立した立場を勘案し「基本報酬（固定）」のみを支払うこととしております。取締役の報酬の内容について株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容及び決定手続きの両面において、合理性、客観性及び透明性を備えるものとしております。

報酬等の種類ごとの比率の目安、および決定方針の決定方法は、職位の責務、他行の動向等を踏まえて決定しております。業績連動報酬を親会社株主に帰属する当期純利益の目標値に対する達成度合いの平均値を算出し、概ね「基本報酬（固定）」71%、「業績連動報酬（賞与）」15%、「株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）制度」14%としております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、透明性及び公平性を高めるため、ガバナンス会議での諮問を経て、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議において決定しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当行取締役の「基本報酬（固定）」及び「業績連動報酬（賞与）」は、2007年6月28日開催の第104期定時株主総会で決議された限度額300百万円（年額）の範囲において、基本報酬（固定）は職位の責務に応じ、毎年の業績や財務状況等を総合的に勘案し決定、また「業績連動報酬（賞与）」については、親会社株主に帰属する当期純利益を指標とする業績連動報酬にて決定しております。

第104期定時株主総会終結時点の取締役の員数は、14名です。

また、「株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）制度」による報酬額は、2012年6月28日開催の第109期定時株主総会にて60百万円（年額）の範囲内で割り当てております。

第109期定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。

③取締役及び監査役の報酬等の総額等

（単位：百万円）

区分	対象となる 役員の員数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	13名 (4名)	169 (14)	129 (14)	15 (-)	24 (-)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	38 (8)	38 (8)	-	-

注1. 上記の支給人数には、当該事業年度中に退任した取締役1名が含まれております。

2. 親会社株主に帰属する当期純利益を指標とする業績連動報酬制度を導入しており、業績連動報酬等の内訳は下記の通りです。

・役員賞与の額 15百万円

3. 非金銭報酬等の内訳は下記の通りです。

・取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額
24百万円

4. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与46百万円、賞与14百万円を支払っております。

5. 監査役の報酬は、1993年6月29日開催の第90期定時株主総会にて、48百万円（年額）以内と決議頂いております。
第90期定時株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

④業績連動報酬等に関する事項

事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を引き出すため、業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、親会社株主に帰属する当期純利益の目標値に対する達成度合いで算出された額を上限に職位

の責務に応じて賞与として毎年、一定の時期に支給しております。

⑤非金銭報酬等の内容

株式報酬は、当行の業績、企業価値の向上及び株価上昇に対する取締役の士気や意欲を高め、株主を重視した経営を一層推進することを目的として、取締役を対象に中長期インセンティブ報酬として株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を毎年一定の時期に付与しております。付与する株式の個数は、職位の責務、株価等を踏まえて決定しております。

なお、第119期定時株主総会において株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）制度の廃止及び業績連動型株式報酬制度への移行についての議案を提出する予定です。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
麻生 利正	社外取締役は、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対して損害賠償責任を負うものとする。
亀岡 晶子	同上
関根 淳	同上
大谷 恭久	同上
西江 章	社外監査役は、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対して損害賠償責任を負うものとする。
須賀 英之	同上

(4) 補償契約

イ. 在任中の会社役員との間の補償契約

該当ありません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行及び子会社の取締役及び監査役、並びに当行が採用する執行役員制度上の執行役員	<p>当行は保険会社との間で、当行及び当行の子会社の取締役及び監査役並びに当行が採用する執行役員制度上の執行役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を締結しており、保険料は全額当行が負担しております。</p> <p>当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。</p> <p>なお、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されない等、一定の免責事由を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。</p>

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況	銀行と兼職先法人等との関係
須賀 英之	学校法人須賀学園 理事長	取引先（預金取引有）

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
麻生 利正	7年9ヵ月	当期開催の取締役会11回のうち全てに出席しております。	地方自治の執行者として培われた豊富な知識と経験を有しており、当該視点からの助言等を期待しております。当行取締役会においては、当該視点からの質問、また発言を行うなど、社外役員としての適切な役割を果たしております。
亀岡 晶子	2年9ヵ月	当期開催の取締役会11回のうち全てに出席しております。	弁護士として培われた豊富な経験を有しており、当該視点からの助言等を期待しております。当行の経営会議に4回参加し助言等を行っており、また取締役会においても質問・発言を行うなど、社外役員としての適切な役割を果たしております。
関根 淳	9ヵ月	当期開催の取締役会9回のうち全てに出席しております。	金融・経済界における会社経営の経験等専門的な知見を有しており、当該視点からの助言等を期待しております。当行取締役会においては、当該視点からの質問、また発言を行うなど、社外役員としての適切な役割を果たしております。
大谷 恭久	9ヵ月	当期開催の取締役会9回のうち全てに出席しております。	会社経営・営業企画・人事管理等豊富な経験を持ち、当該視点からの助言等を期待しております。当行取締役会においては、当該視点からの質問をしており、また発言を行うなど、社外役員としての適切な役割を果たしております。
西江 章	5年9ヵ月	当期開催の取締役会11回のうち全てに出席し、また、当期開催の監査役会12回のうち全てに出席しております。	弁護士として培われた豊富な経験をもって、当行取締役会においては、当該視点からの質問、また発言を行うなど、社外役員としての適切な役割を果たしております。
須賀 英之	1年9ヵ月	当期開催の取締役会11回のうち全てに出席し、また、当期開催の監査役会12回のうち全てに出席しております。	銀行業務や学校法人の経営者として豊富な見識と経験をもち、中立公正な立場で監査役会では質問、また発言を行うなど、社外役員としての適切な役割を果たしております。

(注) 社外役員は任意の委員会であるガバナンス会議にも参加しております。なお、会議の議長は社外役員が務めております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数 (名)	銀行からの報酬等
報酬等の合計	6	23

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 212,000千株

発行済株式の総数 109,608千株

注. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

10,475名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	13,109	12.55
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	6,534	6.25
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,203	4.98
栃木銀行行員持株会	4,758	4.55
植島 幹九郎	2,047	1.96
株式会社東和銀行	2,010	1.92
明治安田生命保険相互会社	1,841	1.76
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	1,830	1.75
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,445	1.38
住友生命保険相互会社	1,409	1.34

注1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 持株比率は、株式数を発行済株式数 (自己株式を除く) で除して算出しております。

4. 当行は、2022年3月31日現在、自己株式を5,151千株保有しておりますが、上記から除外しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①名称：株式会社栃木銀行第1回新株予約権 ②新株予約権の数：108個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 10,800株 ④新株予約権の行使期間：2012年7月18日から 2042年7月17日まで ⑤権利行使価格（1株あたり）：1円	2人
	①名称：株式会社栃木銀行第2回新株予約権 ②新株予約権の数：208個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 20,800株 ④新株予約権の行使期間：2013年7月18日から 2043年7月17日まで ⑤権利行使価格（1株あたり）：1円	3人
	①名称：株式会社栃木銀行第3回新株予約権 ②新株予約権の数：207個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 20,700株 ④新株予約権の行使期間：2014年7月16日から 2044年7月15日まで ⑤権利行使価格（1株あたり）：1円	3人
	①名称：株式会社栃木銀行第4回新株予約権 ②新株予約権の数：139個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 13,900株 ④新株予約権の行使期間：2015年7月15日から 2045年7月14日まで ⑤権利行使価格（1株あたり）：1円	3人
	①名称：株式会社栃木銀行第5回新株予約権 ②新株予約権の数：336個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 33,600株 ④新株予約権の行使期間：2016年7月16日から 2046年7月15日まで ⑤権利行使価格（1株あたり）：1円	4人
	①名称：株式会社栃木銀行第6回新株予約権 ②新株予約権の数：315個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 31,500株 ④新株予約権の行使期間：2017年7月15日から 2047年7月14日まで ⑤権利行使価格（1株あたり）：1円	4人
	①名称：株式会社栃木銀行第7回新株予約権 ②新株予約権の数：443個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 44,300株 ④新株予約権の行使期間：2018年7月14日から 2048年7月13日まで ⑤権利行使価格（1株あたり）：1円	5人
	①名称：株式会社栃木銀行第8回新株予約権 ②新株予約権の数：1,357個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 135,700株 ④新株予約権の行使期間：2019年7月13日から 2049年7月12日まで ⑤権利行使価格（1株あたり）：1円	7人

	新株予約権の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①名称：株式会社栃木銀行第9回新株予約権 ②新株予約権の数：1,477個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 147,700株 ④新株予約権の行使期間：2020年7月14日から 2050年7月13日まで ⑤権利行使価格（1株あたり）：1円	7人
	①名称：株式会社栃木銀行第10回新株予約権 ②新株予約権の数：1,472個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式 147,200株 ④新株予約権の行使期間：2021年7月15日から 2051年7月14日まで ⑤権利行使価格（1株あたり）：1円	8人
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等 該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員 津曲 秀一郎 指定有限責任社員 業務執行社員 野坂 京子	70	(会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由) 監査役会は、取締役、行内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
3. 当行、子会社及び子法人等（非連結の子会社及び子法人等を除く）が会計監査人に対して支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は78百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

イ. 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当ありません。

ロ. 補償契約の履行等に関する事項

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に提案いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当該方針は特に定めておりません。

8. 業務の適正を確保する体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、「行是」「経営理念」の精神を尊重し、「取締役行動基準（取締役会規程付則）」「取締役の責務（コンプライアンス・マニュアル）」等を具体的な行動規範として活用する。
- ② コンプライアンスに関する重要事項を審議する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する統括部署を定め、コンプライアンス体制の整備・維持を図る。
- ③ 「法令等遵守規程」をはじめとするコンプライアンス関係規程や本支店の組織体制を整備し、コンプライアンス体制の確立を図るとともに、全職員にコンプライアンスの重要性について徹底する。
- ④ 事業年度毎の具体的な「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス活動を実施する。
- ⑤ 不正行為に関する通報を受け付ける内部通報制度を設け、業務の健全性・適切性を確保する。
- ⑥ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、断固として対決し、関係を遮断するための体制を整備する。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当行の保有する全ての情報資産を適切に保護するための基本方針として「セキュリティポリシー」を定める。
- ② 取締役の職務執行に関する情報については、法令及び「文書取扱要領（文書の保存及び管理に関する当行要領）」等に基づき、取締役会議事録及びその他の文書等を保存・管理する。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理基本規程」をはじめとするリスク管理規程体系を整備する。
- ② 各種リスクの種類毎に管理担当部署を定め、リスク特性に応じた管理体制を構築し、総合的な管理を行う統括部署を定める。
- ③ 取締役会及び経営会議等では、定期的に報告を受けるとともに必要な決定を行う。
- ④ 大規模災害等の不測の事態を想定した「コンティンジェンシープラン」等を策定し、業務継続性確保のための体制を整備・構築する。

(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 意思決定の迅速化とプロセスの明確化を確保するため「経営会議」等を設置し、重要事項についての意思決定を効率的に行う体制を構築する。
- ② 執行役員制度により、経営意思決定及び業務執行の監督機能と業務執行機能を分離し、経営機能と業務執行機能の双方の強化、迅速化を図る。
- ③ 「業務分掌規程」・「職務権限規程」を制定し業務執行における各職位の権限と責任を明確にし、効率的な職務執行体制を構築する。

(5) 次に掲げる体制その他の当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当行の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - ・当行の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当行の子会社の取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当行の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当行及び子会社から成る企業集団（以下、当行グループ）における業務の適正を確保するため、「関連会社管理規程」に基づき、当行主管部が協議・報告を受けるとともに、関連会社業務の執行に際して適切な管理・指導を行う体制とする。
 - ② 当行のコンプライアンス規程等に準じて諸規程を定め、コンプライアンス体制の確立を図るとともに、当行グループとして適正な体制が確保されるように努める。

(6) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、適正な人員を配置し補助業務への従事体制を確保する。
- ② 当該使用人の人事に関する事項については監査役の同意を得る。
- ③ 必要に応じて内部監査部門を中心とした関係各部門がサポートする体制を構築する。

(7) 当行の取締役及び使用人並びに当行の子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

- ① 監査役の要請に応じて監査に必要な報告及び情報提供を行う体制を構築する。
- ② 業務の健全性・適切性を確保するため、内部通報制度等に基づき、監査役へ報告する。
- ③ 内部通報制度に基づき報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を構築する。

(8) その他当行の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役に対する内部監査部門をはじめ各部門の協力補助体制を構築する。
- ② 監査役は、取締役会・経営会議等重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる事が出来る体制を構築する。
- ③ 監査役がその職務の執行について、当行に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署においてその効率性及び適正性に留意し、速やかに当該費用等を処理する。
- ④ その他、取締役及び使用人は「監査役会規程」・「内部統制システムに係る監査の実施基準」に定めのある事項を尊重する。

また、当期（2021年4月から2022年3月まで）中における内部統制決議の運用状況の概要は次の通りです。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
当行は、当期コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス活動を実施しました。またコンプライアンス委員会を当期中11回開催し、コンプライアンス体制の整備・維持を図りました。
- (2) 当行の取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制**
当行ではセキュリティポリシー及び文書取扱要領等に則り、取締役会議事録等の文書を保存・管理しました。
- (3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
ALM委員会等では、各リスク管理所轄部署から定期的に各種リスクの状況等の報告を受け必要な決定を行っております。当期はALM委員会を12回開催しました。
2017年6月、有価証券等の運用における安定収益の持続的な確保とガバナンス強化を図るため、ALM委員会の機能を一部移管した市場運用委員会を新設し、当期は市場運用委員会を26回開催しました。
- (4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
当期において経営会議を59回開催し、所定の事項について効率的な意思決定を行いました。
2019年11月からガバナンス会議が新設され、当該会議では社外取締役及び社外監査役が取締役会における議論に積極的に貢献するために独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を行い、また、取締役の指名・報酬など特に重要な事項に関する検討に当たり適切な関与・助言が行われています。当期はガバナンス会議を3回開催しました。
また、2021年12月にサステナビリティ推進委員会規程を新設しました。これはサステナビリティ推進委員会を当行のサステナビリティに係る課題への対応を経営の重要事項として取組むために、具体策を検討・策定するとともに実施状況の把握と効果検証を行い、経営理念とサステナビリティ方針を実現することを目的としています。
- (5) 当行の子会社の諸体制その他の当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
当行は定期的に子会社・関連会社と意見交換会を開催しており（当期4回開催）、業務の執行に際して適切な管理・指導を行いました。
- (6) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
当行は、監査役の監査業務の強化を目的として監査役室を設置しており、監査職務を円滑に執行し、且つ内部監査部門との連携強化のため、監査部の職員1名を監査役室兼任として配置しております。

(7) 当行の取締役及び使用人並びに当行の子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

2015年10月より行内通報窓口として常勤監査役を追加し、さらに2019年1月より社外監査役2名を追加し、コンプライアンス体制を強化しております。

(8) その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当行の監査役は、当期中の取締役会・経営会議等の重要な会議に出席し、業務の執行状況を直接確認しました。

また、当行の監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換のための会議を行い、相互の連携を図りました。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

第119期末貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金預け	892,982
現金	42,026
預け	850,955
商品	2,634
有価証券	15
商品の国債	15
金の信託	834
有価証券	606,964
国債	167,386
地方債	58,425
株式	116,042
株主	13,216
その他の証券	251,892
貸出	1,955,198
形付	4,342
引手証	79,110
当座	1,764,023
手形	107,722
外国為替	929
外国店預	929
その他の資産	19,642
未収	2,234
その他の資産	17,407
有形固定資産	19,954
建物	6,132
土地	12,543
一ス資産	307
建設仮勘定	137
その他の有形固定資産	834
無形固定資産	491
ソフトウエア	335
リース資産	33
その他の無形固定資産	122
前払延税	2,088
繰上	8,599
倒引	2,424
年金費	△ 11,308
引当金	
資産の部合計	3,501,451

科目	金額
(負債の部)	
預金	3,017,387
当座	68,035
普通預金	1,939,934
貯蓄	37,342
通知	601
定期	951,221
定額	10,800
その他の預金	9,449
譲渡性預金	990
借入金	311,200
外国為替	311,200
外債	11
未払外国為替	11
その他の負債	12,366
未払法人税等	89
未前払費用	609
給付	991
融補	0
融派	147
金生	362
リ一ス	10,165
引当金	773
賞与引当	12
役員退職給付引当	43
睡眠預金	258
偶発損失引当	221
再評価に係る繰延税金負債	961
支払承	2,424
負債の部合計	3,346,652
(純資産の部)	
資本	27,408
資本金	26,150
利益剰余金	26,150
利益剰余金	114,937
利益剰余金	1,745
その他利益剰余金	113,191
繰上	106,987
繰上	6,204
自己株式	△ 2,311
株主資本合計	166,184
その他の有価証券評価差額	△ 10,680
土地再評価差額	△ 843
評価・換算差額等	△ 11,523
新株予約権	137
純資産の部合計	154,798
負債及び純資産の部合計	3,501,451

第119期損益計算書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		36,667
資金運用収益	25,653	
貸出金利息	20,458	
有価証券利息配当金	4,336	
コールローン利息	2	
預け金利息	856	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	8,157	
受入為替手数料	1,573	
その他の役務収益	6,583	
その他業務収益	633	
外国為替売買益	19	
国債等債券売却益	153	
その他の業務収益	460	
その他経常収益	2,223	
償却債権取立益	272	
株式等売却益	1,367	
金銭の信託運用益	4	
その他の経常収益	577	
経常費用		32,255
資金調達費用	211	
預金利息	211	
譲渡性預金利息	0	
借入金利息	0	
役務取引等費用	3,871	
支払為替手数料	238	
その他の役務費用	3,633	

科目	金額	
その他業務費用	3,456	
商品有価証券売買損	0	
国債等債券売却損	3,009	
金融派生商品費用	183	
その他の業務費用	263	
営業経費	21,840	
その他経常費用	2,874	
貸倒引当金繰入額	1,387	
貸出金償却	528	
株式等売却損	588	
株式等償却	128	
その他の経常費用	241	
経常利益		4,412
特別利益		45
固定資産処分益	45	
特別損失		1,164
固定資産処分損	50	
減損損失	1,113	
税引前当期純利益		3,292
法人税、住民税及び事業税	118	
法人税等調整額	74	
法人税等合計		193
当期純利益		3,098

連結貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金預け金	895,522
コールローン及び買入手形	2,634
商品有価証券	15
金銭の信託	834
有価証券	604,272
貸出金	1,954,732
外国為替	929
その他資産	34,510
有形固定資産	20,427
建物	6,217
土地	12,622
建設仮勘定	137
その他の有形固定資産	1,450
無形固定資産	623
ソフトウェア	461
その他の無形固定資産	161
退職給付に係る資産	3,779
繰延税金資産	8,158
支払承諾見返	2,424
貸倒引当金	△ 11,876
資産の部合計	3,516,989

科目	金額
(負債の部)	
預金	3,014,849
譲渡性預金	990
借入金	313,799
外国為替	11
その他負債	19,581
賞与引当金	933
役員賞与引当金	20
退職給付に係る負債	268
役員退職慰労引当金	1
睡眠預金払戻損失引当金	258
偶発損失引当金	221
特別法上の引当金	8
再評価に係る繰延税金負債	961
支払承諾	2,424
負債の部合計	3,354,331
(純資産の部)	
資本金	27,408
資本剰余金	30,036
利益剰余金	116,366
自己株式	△ 2,311
株主資本合計	171,500
その他有価証券評価差額金	△ 10,676
土地再評価差額金	△ 843
退職給付に係る調整累計額	1,175
その他の包括利益累計額合計	△ 10,344
新株予約権	137
非支配株主持分	1,365
純資産の部合計	162,657
負債及び純資産の部合計	3,516,989

連結損益計算書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		41,646
資金運用収益	25,606	
貸出金利息	20,446	
有価証券利息配当金	4,300	
コールローン利息及び買入手形利息	2	
預け金利息	856	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	8,990	
その他業務収益	2,267	
その他経常収益	4,781	
償却債権取立益	274	
その他の経常収益	4,507	
経常費用		36,069
資金調達費用	239	
預金利息	211	
譲渡性預金利息	0	
借入金利息	27	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	3,608	
その他業務費用	3,456	
営業経費	24,038	
その他経常費用	4,727	
貸倒引当金繰入額	1,370	
その他の経常費用	3,356	
経常利益		5,576
特別利益		58
固定資産処分益	58	

科目	金額	
特別損失		1,187
固定資産処分損	51	
金融商品取引責任準備金繰入額	1	
減損損失	1,135	
税金等調整前当期純利益		4,448
法人税、住民税及び事業税		503
法人税等調整額		86
法人税等合計		589
当期純利益		3,858
非支配株主に帰属する当期純利益		229
親会社株主に帰属する当期純利益		3,628

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 栃木銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 津曲 秀一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野坂 京子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社栃木銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

株式会社 栃木銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 津曲 秀一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野坂 京子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社栃木銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社栃木銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第119期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当行及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社 栃木銀行 監査役会

常勤監査役 北山 公久 ㊞
常勤監査役 栗原 弘一 ㊞
社外監査役 西江 章 ㊞
社外監査役 須賀 英之 ㊞

(注) 監査役西江章、須賀英之は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

【定時株主総会会場ご案内図】



会場 宇都宮市文化会館 小ホール

栃木県宇都宮市明保野町7-66

駐車スペースもございますので、お車での来場もできます。

最寄駅

①東武宇都宮線「南宇都宮」駅

■徒歩約10分

②東武宇都宮線「東武宇都宮」駅

■タクシー：約10分

■バス：約15分

関東バス「六道・鶴田駅」「六道・西川田東」「陽西通り・鶴田駅」行き
「文化会館前」バス停下車

③JR「宇都宮」駅（西口より）

■タクシー：約15分

■バス：約20分

関東バス「六道・鶴田駅」「六道・西川田東」「陽西通り・鶴田駅」行き
「文化会館前」バス停下車